令和４年度甲州市重層的支援体制

重層的支援体制整備事業交付金対象事業

福祉総合支援課

児童福祉	児童虐待防止ネットワーク設置事業
児童福祉	子ども家庭障害者支援センター（児童分）

・子ども家庭総合支援拠点Ａ型（児童・生徒や保護者の支援）
・家庭相談員（兼母子・父子自立支援員）の配置
・ファミリーサポート、子どもフェスタ、子育てサークル・サロン
・利用者支援事業（子ども・子育て支援法第５９条第１号）
・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第５９条第９号）
　私立保育園３園とあっぷっぷの４か所へ委託

障害者福祉	子ども家庭障害者支援センター（障害分）

・地域活動支援センター（障害者と保護者の支援）
・障害者虐待防止センター（障害者だけではなく、全市民対象）
・自殺対策拠点（属性を問わず、全市民対象）
・峡東圏域地域生活支援拠点 ―― 山梨市・笛吹市と連携
・障害者差別解消窓口（障害者だけではなく、全市民対象）

社会福祉	重層的支援体制整備事業

・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事業
・アウトリーチを通じた継続的支援事業
・参加支援事業

生活困窮	地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業
生活困窮	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第３条第２項）

甲州市社会福祉協議会へ委託

介護支援課	・地域包括支援センター（介護保険法第１１５条の４５第２項第１～３号） ・一般介護予防事業（介護保険法第１１５条の４５第１項第２号） ・生活支援体制整備事業（介護保険法第１１５条第２項第５号）
健康増進課	・利用者支援事業（母子保健型・子ども子育て支援法第５９条第１号）

全ての事業を実施し、支援体制の一元化を図る

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- ○ 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- ○ 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- ○ 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- ○ 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- ○ また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

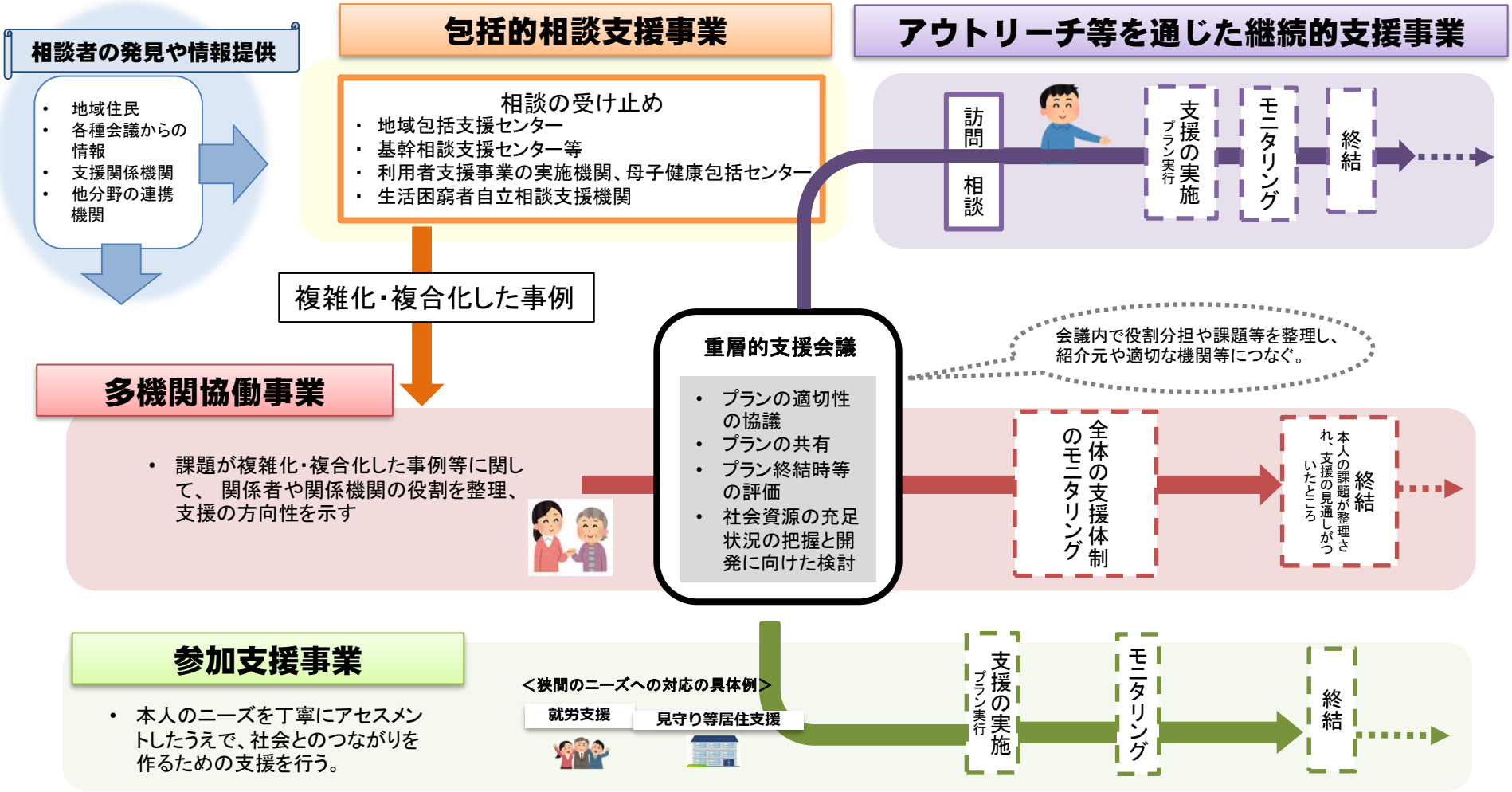

※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

甲州市の重層的支援体制整備事業における「多機関協働事業」

基本事項

〇複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担や支援の方向性を整理する役割
〇重層的支援体制整備事業の中核を担う事業

包括的相談支援事業

自所属の対象ではない相談内容であっても、適切に聞き取り、対応できる支援機関につなぎます

「この相談はここではない」
「本人が相談に来ないとムリ」
という対応は厳禁になりました

本人　本人以外

相談

福祉・子育て・介護の相談窓口など

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

同意のない対象者に対しても支援が行き届くよう、支援会議を経て情報収集や自宅訪問等を実施し、支援同意を得られるよう働きかけます

本人

多機関協働事業

社会福祉協議会
子育て・福祉推進課
地域子育て支援拠点（子育て支援センター）
福祉総合支援課
子ども家庭障害者支援センター（あんしんセンター）
地域活動支援センター
介護支援課
地域包括支援センター
健康増進課

・多機関の適切な連携による個別支援の実施
・必要な支援機関を収集し、支援の方針や役割分担を決定
・支援状況の定期的な進捗確認及び終結判断

重層的支援会議

個別課題を積み上げ、必要な公的サービスなどの検討

※支援主体は従来どおり、支援主体だけでは対応できない部分を他機関がフォロー